

大学院自然科学研究科博士前期課程における研究指導の方法及び内容に関する取扱
要項

(平成30年4月1日制定)
〔令和4年6月22日最終改正〕

第1条 この要項は、大学院自然科学研究科規則（平成30年島大自然科学研究科規則第1号）第16条第2項の規定に基づき、島根大学大学院自然科学研究科（以下「研究科」という。）博士前期課程における研究指導の方法及び内容に関する取り扱いについて、必要な事項を定める。

第2条 研究科に入学した学生は、第Ⅰ及び第Ⅲセメスター当初に「研究計画（年度計画）」（別紙様式1）を作成して松江地区学部等事務部に提出する。また、学生は、第Ⅰ、第Ⅱ及び第Ⅲセメスターの授業期間終了後速やかに「プログレスレポート」（別紙様式2）を作成して松江地区学部等事務部に提出する。なお、提出前に「研究計画」及び「プログレスレポート」の写しを取り、主旨導教員、副指導教員及び学生がそれぞれ保管するものとする。

2 前項の「研究計画」は、主旨導教員が研究指導計画を記載し、当該学生と研究内容、研究方法及び進路希望等について十分に協議した上で、学生が研究の展望、研究予定を記載するものとする。

3 第1項の「研究計画」は、学生の自主的・創造的な研究活動の促進のため及び主旨導教員の研究指導計画を、あらかじめ学生に明示するために作成されるものであり、研究活動の進展により、研究課題及び内容が変更されることを妨げるものではない。

第3条 副指導教員は、各々「研究計画」及び「プログレスレポート」を学生ごとの指導カルテとして管理・活用し、主旨導教員と連携して当該学生の体系的・組織的な研究指導を行うものとする。

第4条 「特別研究」科目の成績の評価は、「プログレスレポート」及び当該セメスターにおける学生の研究活動状況に基づき、主旨導教員が副指導教員と協議して行う。

第5条 主旨導教員・副指導教員等又はコース会議等は、研究活動状況の中間発表会を設定し、学生に研究活動の中間発表を行わせるものとする。

2 中間発表会の形式は口頭発表又はポスターセッションとし、発表時に、発表要旨を参加者に配布する。

第6条 前条第1項の中間発表会において研究活動の中間発表を行うことを予定していたが、直前の急病等のためやむを得ず欠席することを認められた者には、後日中間発表会を設定するものとする。

第7条 この要項に定めるもののほか、研究指導の方法及び内容に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年2月19日一部改正）

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和4年6月22日一部改正）

この要項は、令和4年6月22日から実施する。